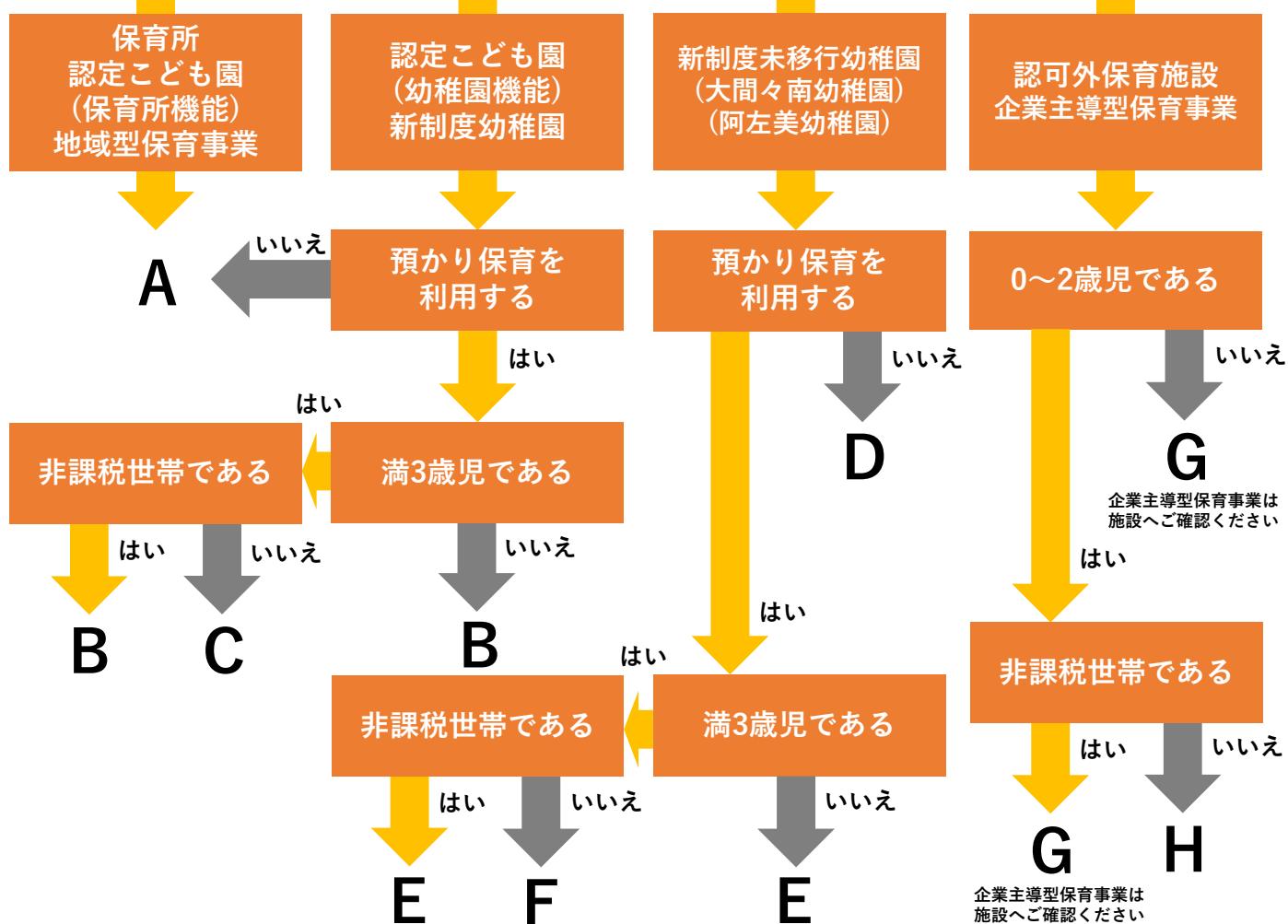


# みどり市独自「保育料の無償化」の申請について

令和7年4月1日からみどり市独自の事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、「第1子から」「保護者の所得制限なし」で保育料の無償化を実施しています。

保育の必要性があり、月の初日においてみどり市に住所を有する者が無償化の対象となり、無償化を受けるために手続きが必要となる場合がありますので、下記のフローチャートをご確認ください。

入所を予定している又は入所している施設はどこですか？



判定結果	A	保育料の支払いは <u>不要</u> です。	無償化の手続きは不要です。
	B	支払った預かり保育の利用料の相当額を <u>補助</u> します。	新2号認定(3～5歳児)又は新3号認定(満3歳児)の申請が必要です。3ヵ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。
	C	支払った預かり保育の利用料の相当額を <u>補助</u> します。	年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。
	D	保育料の支払いは <u>原則不要</u> です。	新1号認定(満3歳児～5歳児)の申請が必要です。
	E	保育料の支払いは <u>原則不要</u> です。	新2号認定(3～5歳児)又は新3号認定(満3歳児)の申請が必要です。
	F	支払った預かり保育の利用料の相当額を <u>補助</u> します。	新1号認定(満3歳児～5歳児)の申請が必要です。 年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。
	G	支払った保育料の相当額を <u>補助</u> します。	新2号認定(3～5歳児)又は新3号認定(0～2歳児)の申請が必要です。3ヵ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。
	H	支払った保育料の相当額を <u>補助</u> します。	年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。

※入所の手続きは別途必要です。Aは市へ、B～Hは施設へお申し込みください。また、B～Hは無償となる上限額があります。